

指定管理団体(sarah)について

- 私的録音録画補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（区分ごとに全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できる（著作権法第104条の2第1項第2号）。
- 既に存在していた私的録音に係る指定管理団体（私的録音補償金管理協会）に私的録画に関する団体が加わる形で受け皿となる「一般社団法人私的録音録画補償金管理協会」が2022年6月17日に設立された。本補償金制度の新たな対象機器としてブルーレイディスクレコーダーが規定され、同年10月21日に同協会が指定管理団体として指定された。

協会の概要

名称：一般社団法人私的録音録画補償金管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for Audio and Video Home Recording

略称：**sarah（サーラ）**

設立：2022年6月17日設立

代表理事：畑陽一郎

（一般社団法人日本レコード協会 顧問）

〔目的〕

本会は、著作者、実演家及びレコード製作者（以下「権利者」という。）のために、私的録音録画補償金を受ける権利を行使し、権利者に分配するとともに、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

- (1) 私的録音録画補償金の額の決定、徴収及び分配その他私的録音録画補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権制度に関する思想普及及び調査研究
- (3) 著作物の創作の振興及び普及
- (4) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (5) デジタル録音録画用機器及びデジタル録音録画用記録媒体の開発に伴う著作権及び著作隣接権を保護するための技術的手段に関する調査研究
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

会員団体一覧（2022年10月時点）

- 一般社団法人 日本音楽著作権協会
- 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
- 一般社団法人 日本レコード協会
- 一般社団法人 日本民間放送連盟
- 日本放送協会
- 一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟
- 一般社団法人 日本動画協会
- 一般社団法人 日本映像ソフト協会
- 一般社団法人 日本映画製作者連盟
- 協同組合 日本映画製作者協会
- 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構
- 協同組合 日本脚本家連盟
- 協同組合 日本シナリオ作家協会
- 公益社団法人 日本文藝家協会